

# 鳥取県公報

昭和二十七年四月八日  
 第二千三百一十一号  
 火曜日

本書ノ大キサハ額定規格A五判

## 目次

- ◇告示 昭和二十五年三月鳥取県告示第百十六号中一部改正  
 土地改良区設立の予備審査申請  
 建築業者の登録  
 国民健康保険を行う町村に対し條例の制定認可  
 建設業者の登録まつ消  
 普通水利組合の組織変更認可  
 准看護婦養成所の指定
- ◇農業委員會告示  
 未墾地買収使用指定地の測量及び検査

## 告示

### ◇鳥取県告示第百八十六号

昭和二十五年三月鳥取県告示第百十六号（鳥取県家畜保

健康生所の名称、位置及び区域について）中米子家畜保健衛生所担当区域を次の通り改正し、末尾に次の一箇所を加える。

昭和二十七年四月八日

鳥取県知事 西尾愛治

名称	位置	担当区域
鳥取県米子家畜保健衛生所	米子市勝田大字山下	新、米子市、西伯郡境外江、彦名、崎津、渡、上道、余子、中浜、和田、大篠津、富益、夜見、成美、天津、大國、法勝寺、上長田、東長田、賀野、手間、五石、尙徳、幡郷、大幡、果、春日、大高、巖、日吉津、大和村
鳥取県米子家畜保健衛生所	西伯郡所子大字所子	旧、米子市、西伯郡一円
鳥取県米子家畜保健衛生所	西伯郡所子大字所子	西伯郡所子、庄内、名和、光徳、大山、高麗、逢坂、宇田川村、御來屋、淀江町

00132

◇鳥取県告示第百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五條第一項の規定により、東伯郡高城村大字桜平木政明外十四名の者より高城村桜土地改良区設立の予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第十一條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年四月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覧に供すべき書類の名称  
(一) 予備審査に関する調査報告書

(一) 土地改良事業計画概要書

(二) 定款作成の基本となるべき事項

二、縦覧期間

昭和二十七年四月九日から同年四月二十八日まで

三、縦覧の場所

東伯郡高城村役場

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に提出すること。

◇鳥取県告示第百八十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八條の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和二十七年四月八日

鳥取県知事

西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

00133

鳥取県知事登録  
(る)第七〇号

昭和二十七年二月九日

持田 水道工業所

米子市道笑町三丁目三一

持田 助一

第七三号

二月十一日

大 谷

東伯郡赤碕町大字赤碕七三五

大谷 正壽

第七六号

二月十四日

成和建設有限公司

米子市茶町五三

渡辺 安弘

第七七号

二月十五日

栄建設興業株式会社

東伯郡栄村大字亀谷

徳山 勝藏

第七八号

二月十八日

森本建設工業株式会社

岩美郡宇倍野村宮下一四〇

森本 定雄

第八三号

二月二十六日

南部土建有限公司

西伯郡法勝寺村大字法勝寺五五〇

細田 勇

第八四号

二月二十六日

和 田

日野郡黒坂町大字上管七二〇

和田傳三郎

第八六号

三月二十五日

中央建設株式会社

八頭郡河原町大字渡一木二六五ノ二

太田実太郎

第九〇号

三月二十五日

千代川建設株式会社

鳥取市古市新道四〇六

西村 義雄

第九一号

三月二十五日

神 谷

岩美郡小田村大字院内二三五

神谷 富藏

第九四号

三月二十五日

有限会社

田中鉄 西伯郡境町入船町一

田中 正範

第九八号

三月二十五日

小 林

組 鳥取市行徳一八四

小林 菊造

◇鳥取県告示第百八十九号  
 国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十三第二項の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十七年四月八日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 国民健康保険を行う村 認可年月日  
 東伯郡西郷村 昭和二十七年三月二十九日  
 岩美郡浦富町 " 三月二十五日

◇鳥取県告示第百九十号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第九條第三項の規定による届出があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十七年四月八日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は主たる營業申請者 名称 所在地 氏名 登録まつ消年月日

鳥取県知事登録第四号	昭和二十六年十月十九日	岡田組	鳥取県岩美郡本庄村大字本庄	岡田長平	昭和二十七年二月十九日
------------	-------------	-----	---------------	------	-------------

◇鳥取県告示第百九十一号  
 土地改良法施行法（昭和二十四年法律第百九十六号）第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、大谷溜池普通水利組合の組織を変更して、大谷溜池土地改良区となることについて、昭和二十七年三月三十一日認可した。

昭和二十七年四月八日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県告示第百九十八号  
 保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二條第二号の規定による准看護婦養成所を次のように指定する。

昭和二十七年四月八日

農業委員会告示

◇鳥取県農業委員会告示第四号

自作農創設特別措置法（昭和二十三年法律第四十三号）第三十二條第一項及び同法施行規則第十八條第一項の規定に基き次のとおり測量及び検査を行う。

昭和二十七年四月八日

鳥取県農業委員長 西 尾 愛 治

場 所	期	間	備考
西伯郡手間村大字田	昭和二十七年四月十一日	約二十町步	
住字越城原(全部)	"	約二十町步	
長字越城原(〃)	"	約十町步	
賀野村大字萩	"	約二十町步	
原字越城原(〃)	"	約二十町步	

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 名 称 米子准看護婦養成所  
 位 置 鳥取県米子市錦町一丁目四番地  
 設置者 社団法人鳥取県西部医師会

金字柳谷(〃)	朝	約四十町步
田字御墓原ノ一	鶴	"
御墓原ノ二	"	"